

矢掛町マスコットキャラクター「やかっぴー」の派遣に関する要綱

(趣旨)

第1条 矢掛町マスコットキャラクター「やかっぴー」の派遣（以下「派遣」という。）に関して、必要な事項を次のとおり定める。

(派遣基準)

第2条 派遣は、次の掲げる項目のいずれかに該当する場合とし、原則として着ぐるみの被服のみの貸し出しは行わない。

- (1) 不特定多数の住民や来訪者の参加とPR効果を見込むことができる事業又は催事で、町長が適当と認めたもの
- (2) 矢掛町内での事業又は催事等で、地区公民館単位以上を範囲とするもの
- (3) その他町長が特に必要と認めるもの

2 町長は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみを派遣しないことができる。

- (1) やかっぴーの活動に適さない環境又は適さない環境になるおそれのあるとき。
- (2) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (3) 法令、公序良俗に反すると認められるとき又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (5) その他、町長が着ぐるみの派遣について適当でないと認めたとき。

(派遣申請及び受付期間)

第3条 派遣を申請する者は、「やかっぴー」派遣申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。ただし、受付期間は派遣申請日の3ヶ月前から14日までとする。

(派遣承認の通知)

第4条 町長は前条の規定により、当該派遣を適当と認めたときは、申請者に対して、矢掛町マスコットキャラクター「やかっぴー」派遣承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、前条の規定により、当該派遣を不適当と認めたときは、申請者に対して、矢掛町マスコットキャラクター「やかっぴー」派遣不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(派遣費用等)

第5条 派遣に係る費用等は、次の各号に掲げる額とし、いずれも申請者の負担とする。ただし、町長が特に必要と認める事業については、派遣費用等を

免除することができる。

(1) 派遣費用は、無料とする。

(2) 派遣に係る交通費は、町内は無料とし、町外は実費とする。宿泊費は実費とする。交通費・宿泊費は、いずれも派遣申請者の負担とする。

(派遣の中止)

第6条 町長は、第4条の規定により、派遣を承認している場合においても、やむを得ない事情があるときには派遣を中止することができる。

(原状回復)

第7条 派遣申請者が故意または過失により着ぐるみを滅失、破損、焼失その他損害を与えたときは、速やかにその旨を矢掛町に連絡し、かつその請求に従い、原状回復その他の方法により損害の賠償をしなければならない。

(責任の制限)

第8条 派遣により、申請者が被った被害、又は申請者が第三者に与えた損害に対し、町は一切その責めを負わない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。